

# 電気事業法の高濃度PCB含有電気工作物に係る早期廃止の措置について

1. 所定の期限後の使用禁止 (技術基準省令・告示の改正)
2. 判明時の届出、管理状況 (廃止予定年月) の届出等 (報告規則・PCB内規の改正)
3. 電気主任技術者による有無の確認 (主任技術者内規の改正)

## 1. 所定の期限後の使用禁止

### [電気事業法]

第39条 設置者に対して、技術基準を維持することを義務づけ

参考資料1の1頁

### [技術基準省令] (改正)

附則第2項 設置者に対して、告示の電気工作物を告示の期限の翌日以後、使用禁止を義務づけ

参考資料1の2頁

### [告示] (改正)

第1条 使用禁止の12種類の電気工作物を規定

参考資料1の2頁

第2条 PCB特措法と同様に、区域ごとの期限を規定

参考資料1の3頁

(注1) 「技術基準省令」とは、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)のこと。

(注2) 「報告規則」とは、電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)のこと。

(注3) 「告示」とは、平成28年経済産業省告示第237号のこと。

(注4) 「PCB内規」とは、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)(平成28年10月25日20161005商局第1号)のこと。

(注5) 「主任技術者内規」とは、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成25年1月28日20130107商局第2号)のこと。

## 2. 判明時の届出、管理状況 (廃止予定年月) の届出等

### [電気事業法]

第106条 設置者に対して、報告の徴収ができることを規定

参考資料1の3頁

### [報告規則] (改正)

第4条の2 設置者に対して、判明・変更・廃止時等都度の届出、管理状況(廃止予定年月)の毎年6月末までの届出、廃止予定年月を延期した場合の変更届出を義務づけ

参考資料1の6頁

### [告示]

第1条 報告対象の12種類の電気工作物を規定

参考資料1の6頁

### [PCB内規] (改正)

3. 告示の期限まで残り1年となってから判明したものは、判明時の届出に、管理状況の添付を規定

参考資料1の7頁

4. 上記3.の管理状況の廃止予定年月を延期した場合の変更時の届出に、変更後の管理状況の添付を規定

参考資料1の7頁

7. 設置者に対して、管理状況の届出のため、年次点検等において、電気主任技術者等に高濃度PCB含有電気工作物の有無を確認させることが必要である旨を規定

参考資料1の8頁

## 3. 電気主任技術者による有無の確認

### [電気事業法]

第43条 主任技術者に対して、職務を誠実にを行うことを義務づけ

参考資料1の10頁

### [主任技術者内規] (改正)

1の2. 主任技術者の職務には、高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認が含まれることを規定

参考資料1の12頁